

(別紙1)

令和7年度介護職員等の喀痰吸引等研修（第1号研修及び第2号研修）開催要項

1 目的

平成24年度から施行された介護職員等による喀痰吸引等の制度化に伴い、介護老人福祉施設等や居宅において、必要な医療的ケアをより安全に提供するため、適切に喀痰吸引等を行うことができる介護職員等を養成する。

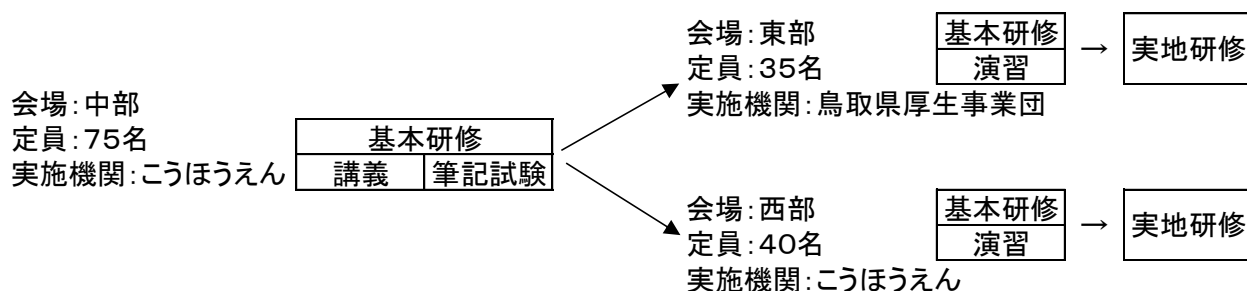
2 実施主体 鳥取県

3 研修実施機関（研修業務委託先法人）

- ・講義及び筆記試験：社会福祉法人こうほうえん
- ・演習及び実地研修：社会福祉法人鳥取県厚生事業団
社会福祉法人こうほうえん

4 会場及び募集人員

- ・講義及び筆記試験は県内1会場で実施します。
- ・演習は2会場で実施しますので、受講を希望する会場を選んでください。
- ・実地研修は受講者が確保した施設・事業所で指導看護師等の指導・評価を受けます。



5 研修方法

WEB研修（ZOOM使用）を基本とするが、手順講義や演習は集合研修とする。WEB参加する場合、必ず名前と事業所名を入れ、カメラを付け、マイクの使用可能状態にする。

6 受講対象者

受講対象者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 鳥取県内の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、有料老人ホーム、グループホーム、訪問介護事業所等に勤務している介護職員等（介護福祉士を含む。）とする。

※1 医療機関（上記介護施設等に転換予定の医療機関を除く）に所属する介護職員等は、当該研修の受講対象者に含まない。

※2 看護師、准看護師等の有資格者は、当該研修の受講対象者に含まない。

- (2) 実地研修先を自ら確保できること。

（受講者が勤務している施設・事業所、同一法人内の他の施設・事業所又は提携先施設・事業所）

- (3) 勤務している施設・事業所が「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）」登録済みまたは登録予定であること。

- (4) 令和8年2月28日までに、実地研修を終了のうえ研修実施機関へ実地研修実施報告書を提出することができること。

ただし、研修協力者（施設・事業所の入所者又は利用者）の退所等受講申込み後に生じたやむを得ない理由により、上記期限内に実地研修を終了のうえ実地研修実施報告書を提出することができなくなったときは、予め研修実施機関へ相談すること。

- (5) 指導看護師等を確保し、実地研修に際し受講者の指導を行うことができること。

- (6) 確実に全課程に出席できること。（遅刻及び欠席の補講は行いません。）

7 研修内容

区 分		研 修 内 容
基本研修	講義	① カリキュラムの内容 別添実施日程のとおり ② 時間数 50時間
	演習	① 喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部） 各5回以上 ② 経管栄養（胃ろうまたは腸ろう、経鼻） 各5回以上 ※ 半固形（1回以上）も実施します。 ③ 救急蘇生法 1回以上
	筆記試験	・講義（50時間）の全課程を修了した者について、筆記試験（30問、四肢択一）を実施し、合格者が演習研修を受けます。 ・筆記試験は、知識の修得状況を確認し、総正解率が9割以上の者を合格と認定します。 ・総正解率が7割以上9割未満に該当する受講者については、自主学習による補習を行った上で再試験（1回）を実施します。 ・総正解率が7割未満の受講者は不合格とし、受験資格を失います。 ・再試験においても合格基準に達しない受講者については、総正解率が7割以上9割未満に該当する受講者に限り受験資格を失いませんが、演習・実地研修を行うことはできません。
実地研修		次の5行為すべての実地研修を行うもの（以下「第1号研修」という。）と、5行為のうち一部の行為の実地研修を行うもの（以下「第2号研修」という。）から選択する。 ① 口腔内の喀痰吸引 10回以上 ② 鼻腔内の喀痰吸引 20回以上 ③ 気管カニューレ内部の喀痰吸引 20回以上 ④ 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養 20回以上 ※ <u>実地研修においては、滴下型、半固形型、又は両方を組み合わせて所定回数を実施すること。</u> なお、実地研修で実施していない手技を実施する場合は、改めて未実施の手技について、別途十分な研修を実施し、安全性の検討後行うこと。 ⑤ 経鼻経管栄養 20回以上

※ 詳細は、喀痰吸引等研修実施要綱（平成24年3月30日付社援発0330第43号厚生労働省社会・援護局長通知）による。

8 研修テキスト

本研修においては、次のテキストを使用します。各自で事前準備をしてください。

○研修テキスト：「新版 介護職員等による喀痰吸引・経管栄養研修テキスト（2021年9月1日発行）」

○出版社：中央法規出版株式会社

○販売価格：2,420円（税込）

9 実地研修の指導看護師等

指導看護師等は、医師、保健師、助産師、看護師（准看護師は含まない。）で、次のいずれかに該当する者とする。

（1）平成23年度に厚生労働省が実施した指導者講習を修了した者

- (2) 平成23年度に都道府県が実施した指導者講習の伝達研修を修了した者
- (3) 平成24年度に厚生労働省が実施した指導者講習を修了した者
- (4) 平成24年度に都道府県が実施した指導者講習の伝達研修を修了した者
- (5) 平成25年度以降に都道府県が実施する喀痰吸引等研修指導看護師等研修を修了した者
- (6) 厚生労働省が実施した「医療的ケア教員講習会」を修了した者
- (7) 実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について（平成23年10月28日社援発1028第3号厚生労働省社会・援護局通知）に基づき実施される医療的ケア教員講習会を修了した者（当該講習会を受講した時において、当該講習会を実施した法人又は団体に所属していた者を除く。）

10 申込方法等

(1) 申込方法

個別で別紙2の申込書に必要事項を記入の上、添付し、下記アドレスまでメールでお申し込みください。

E-mail : sasaki-a@kohoen.jp

※ お送りいただいた情報は、研修目的以外には使用しません。

(2) 申込書提出先

〒683-0853 米子市両三柳1400番地

社会福祉法人こうほうえん

ファクシミリ：0859-24-3113

(3) 申込書提出期限

令和7年8月6日（水）必着

11 留意事項

(1) 遅刻、欠席等について

- ・研修開始10分前からZOOMミーティングに参加できます。名前と事業所名が確認できない場合は欠席とします。又研修中に画面から離れられた場合も欠席となります。集合研修においては、災害、公共交通機関の遅れ等やむを得ない理由による場合を除き、遅刻された場合は欠席扱いとします。なお、やむを得ない理由による場合であっても、研修開始から15分以上遅刻されたときは欠席扱いとさせていただきます。
- ・途中退席された場合は、理由の如何にかかわらず、欠席扱いとさせていただきます。
- ・無断で欠席された場合は、受講の取消しをさせていただく場合があります。
- ・講義または演習を欠席、遅刻、途中退席された場合は、当該講義等について、登録研修機関が実施する研修（有料）等の受講をいただかなければ、修了を認定することができません。詳しくは、研修実施機関に御相談ください。

(2) 筆記試験等について

- ・筆記試験の問題は、上記7の研修テキストの内容及び用語により出題します。
- ・再試験の会場等は、筆記試験において合格基準に達しなかった受講者に対して、試験結果発表後に連絡します。

(3) 駐車場について

- ・各研修会場の駐車場には限りがありますので、できるだけ公共交通機関を御利用ください。また、研修会場周辺の商業施設等への駐車は迷惑となりますので、御遠慮ください。